



沖縄労働局発表
令和2年9月28日

担 当	沖縄労働局労働基準部 部長 仁木 真司 賃金室長 安慶名 秀樹 電話：098－868－3421
--------	--

令和2年度沖縄県最低賃金改定【790円⇒792円】周知 に係る街頭キャンペーンの実施について（取材依頼）

令和2年度沖縄県（地域別）最低賃金が、令和2年10月3日（土）から改定、発効します。沖縄労働局（局長 福味恵）では、県内で働く労働者及び使用者を始め、広く県民に周知するため、沖縄県、労使団体の協力の下、下記により街頭キャンペーンを実施いたしますので、周知へのご協力、取材方、お願いいたします。

趣 旨

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。沖縄労働局では、改定額を広く県民に周知を行い、改定されたことを知らないことによる法令違反が生ずることがないように、本街頭キャンペーンを始め、労働局長及び労働局幹部が積極的に周知の取組を行うこととしている。

1 街頭キャンペーン実施内容

- （1）実 施 年 月 日 令和2年10月2日（金）17：30～18：30
- （2）実 施 場 所 県庁前広場
- （3）参加・協力機関 沖縄県、沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会議所連合会
沖縄県労働基準協会、連合沖縄

（4）内 容

開会セレモニー（予定）

- ① 沖縄労働局長挨拶
- ② 沖縄県商工労働部長挨拶
- ③ 労働者団体代表（連合沖縄）挨拶

セレモニー終了後、沖縄労働局長を先頭に、参加・協力機関の協力を得て、通行人への別添リーフレットの配布による周知の取組を行う。

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

沖縄県 最低賃金

792 円



令和2年
10月3日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは

沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ

沖縄労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額（時間額）
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R2.9)